

令和5年度 第5回理事会議事録

1 理事会の決議があったとみなされた事項の内容

議案第1号 定款変更案の承認の件

定款第45条の規定に基づき、評議員会に別紙のとおり定款変更案の承認を求めることを承認する。

議案第2号 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正案に関する件

役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程第11条の規定に基づき、評議員会に別紙のとおり役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正案の承認を求めることを承認する。

議案第3号 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の件

(1) 日時及び場所について

定款第22条に基づく決議の省略による

(2) 議事に付すべき事項の件

議案第1号 定款変更の承認の件

議案第2号 役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程の改正に関する件

2 1の事項を提案した理事

理事長 坂東 眞理子

3 理事会の決議があったとみなされた日

令和5年11月17日

4 議事録の作成に係る職務を行った理事

理事長 坂東 眞理子

令和5年11月2日、理事長坂東眞理子が理事及び監事に対して、上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、同年11月17日までに、理事12名全員から同意の意思表示があり、また、監事2名全員から異議なしとの意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び定款第41条の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記議事の結果を証するため、この議事録を作成する。

令和5年11月17日

公益財団法人東京都教育支援機構

議事録作成者 理事長 坂東 眞理子